

平成29年1月 教育委員会定例会会議録

○日 時 平成29年1月5日(木) 13:30～16:41

○場 所 市役所有明庁舎 1階相談室

○出席委員の氏名

委 員 長 松 本 正 弘
委員長職務代理者 本 多 直 行
委 員 松 島 利 彦
委 員 森 み ず き
教 育 長 宮 原 照 彦

○委員以外の出席者の氏名

教 育 次 長 寺 田 集 施 教育総務課長 菅 幸 博
学 校 教 育 課 長 堀 口 達 也 社会教育課長 松 本 恒 一
ス ポ ー ツ 課 長 浅 田 寿 啓 書 記 酒 井 昭 利

○議事日程

- 第 1 開会
- 第 2 会期日程
- 第 3 議事録署名委員の指名について
- 第 4 前会会議録の承認
- 第 5 教育長報告
- 第 6 議案上程

1号議案	平成29年度一般会計当初予算における教育関係予算の概要及び市長に提出する重点要望事項について	原案 可決
------	--	----------

第 7 次回定例教育委員会の日程について

第 8 そ の 他

- (1) 報告事項
 - ① 1月行事予定について
 - ② 12月市議会定例会一般質問報告について
 - ③ 第2期島原市教育振興基本計画について
 - ④ 島原市奨学金貸付条例施行規則(案)について
- (2) その他
 - ① 島原市スポーツ推進計画等について
 - ② 教職員及び児童生徒の事故等の報告(非公開)

第 9 閉会

【会議録】

第 1 開会 (13:30)	
松本委員長	ただいまから1月の定例教育委員会を開催いたします。
第 2 会期日程	
松本委員長	会期は、本日1日とすることよろしいでしょうか。(「はい」の声)
第 3 議事録署名委員の指名について	
松本委員長	議事録署名委員に 松島 委員と森 委員を指名します、よろしくお願ひします。(「はい」の声)
第 4 前会会議録の承認	
松本委員長	<p>それでは、まず、前会会議録の承認を行いたいと思います。9月29日、11月4日及び12月6日に行いました定例会の会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">《 了承 》</p> <p>それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。</p>
第 5 教育長報告	
松本委員長	はじめに教育長報告をお願いします。
宮原教育長	<p>また、29年もスタートいたしました。冒頭の1月1日の島原新聞の方にも、市長の所信の思いが掲載されておりました。1つ目が、消滅可能性都市であるという危機感を持つということ、2つ目が農業の後継者ということで、将来的な農業への期待、それから湧水を活かした観光の振興といったことでございます。</p> <p>我が教育関係の分野といたしましては、幸田町との姉妹都市提携に向けた取り組みを進めていくということで、とりわけ教育委員会としては、リトル・メリーの姉妹提携というようなことを今進めているところでございます。</p> <p>また、日体大との連携事業、あるいは夢の教室、それから「しまばら</p>

体操」の普及にも積極的に取り組むということで、市長の新年のご挨拶がありました。

私の方は、教育委員会事務局の年度初めの訓示の中で、「原点回帰」という言葉を申し述べました。ここで今一度、初心に戻るということ、初めに帰るということ、あるいは基本に立ち返るということ。中央の方では、小池都知事が「都民ファースト」あるいは「アスリートファースト」といったことを言うておられますけども、やはり市民の目線で、市民の願いを、あるいは児童生徒の願いを、児童生徒のためにということで、初心に戻って29年度の教育委員会の事業推進に当たりたいと思っております。

最後には、行政は守りに入ったら駄目ということで、それぞれの各担当の思いを形にするということ。そういったことについて訓示をしたところでございます。

なお今、お手元の方にあります、県教育庁の仕事始め式の挨拶文を入手いたしました。読んでいただければわかるということなのですが、中ほどのところ上の方から、中教審が本年度中ということで、答申がなされて、今年度中に学習指導要領の告示をされると。それによって、具体的に色んなことを進めていくこととなります。そういう意味で、教職員についてもこの意義、あるいは今後の動きを意識を高めてもらいたい、そういうことを校長会でも述べなければならぬのかなと。

それと2ページ目の下の方にも、おそらく私が忘年会で言ったと思うんですが、文科省の中での「子どもたちの未来に関する予測」というところを、やはり県の教育長もそこで掲げております。やはり本当に予測困難な世の中で、今からの子どもたちをどう育てていくのか、そのためにはどういった対応が必要なのかということをお我々は念頭に置いて、今度教育委員会の様々な事業にこれを反映したうえで取り組む必要があるかと思っております。後で時間があるときに一読していただければと思います。

併せまして、今まだ12月議会の途中でございまして、「島原へもどってこね奨学金」の上程をしております。これについても、あと規則等もあるわけですが、一つ一つ確実に取り組んでいきますので、どうか今年度もよろしく願いいたします。以上でございます。

松本委員長

ありがとうございます。引き続き、各課の報告をお願いします。
教育総務課からお願いします。

菅 課 長

教育総務課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（教育総務課）」の具体的内容を説明。

堀口課長	学校教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（学校教育課）」の具体的内容を説明。
松本課長	社会教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（社会教育課）」の具体的内容を説明。
浅田課長	スポーツ課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（スポーツ課）」の具体的内容を説明。
松本委員長	<p>教育長報告、各課報告につきましてご質問はありませんか。 （「なし」の声）</p> <p>無いようでしたら、議案の審議に移りたいと思います。 第1号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>

第 6 議案上程

菅課長	<p>第1号議案</p> <p>平成29年度一般会計当初予算における教育関係予算の概要及び市長に提出する重点要望事項について</p> <p>第1号議案について、提案理由を含め、ご説明いたします。</p> <p>提案の理由でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第29条に「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき議案を作成する場合においては、教育委員会の意見を聞かなければならない。」という規定がございますが、これに基づき、当初予算編成において市長が教育委員会に対し教育関係事務について意見を求める際の重点的要望項目を定めるため、ご審議をいただきたいということで提案をするものでございます。</p> <p>具体的には、お手元の方に別資料で「平成29年度 当初予算に関する要望書」を配付しておりますので、こちらの方で、ご説明をさせていただきます。</p> <p>《別紙 「平成29年度当初予算に関する要望書」を読み上げ》</p> <p>以上、大きく4項目についてお願いをしようというものでございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
-----	--

松本委員長	<p>ありがとうございます。今、課長から説明のありました要望書の件で、何かご質問はございませんでしょうか。</p>
松島委員	<p>この「可動式黒板」というのは、市内では一小の島高側のあの教室だけですかね。みんな今は上げ下げができるんですか。</p>
菅課長	<p>新たに校舎を更新した一小と三小、二か所に設置をしております。</p>
松島委員	<p>新しいのはみんなそうってますよね。古いのは可動じゃないじゃないですか。第一小学校は、島高側の方のあの校舎ですね、昔は新校舎と言っていました、あそこはまだ可動式じゃないんでしょう。随分昔になります、あそこは高学年が入っていたものですから、黒板が見えなくなるんですよ。だから、やはりあの辺も可動式になった方がいいんじゃないのかなと。今から先、学校は可動式の方がいいのかなとこのありますね。低学年は下げられるし、書くとき下げるし、見るとき上げるとかいうことですね。だから、この可動式につきましては、一小の第二校舎、六年という風になってますから…この第二校舎というのはどこですか。昔の新校舎ですかね。それならそこが直ればいいですね。後はもう大体、そうってるんですかね。各学校のやつは。まあぼちぼちなきゃ駄目なんだろうけどもね。はい、よろしくお願いします。昔は理科室だけだったんですよ。</p>
本多委員	<p>よろしいでしょうか。質問ですが、先ほど菅課長から29年度の予算要望で挙げているものについて、カットされた部分をご説明いただいたんですが、今回の要望事項の中で、総務部長査定でカットされているものでここに挙がっているものをご説明いただけますでしょうか。</p> <p>むしろ、市長に対する要望ですので、是非とも教育委員会で要望したいのであればそこをやはり主張しないといけないと思いますので。</p>
堀口課長	<p>2ページの中段ぐらいの先進地への視察、これがカットされましたので、復活の方でお願いをしております。秋田への先進地視察ですね。それから、学校教育課関係は3ページの「中学生海外訪問交流事業」、こ</p>

	<p>これは一旦終了をさせようということで当初予算計上はしなかったんですが、再度市長・副市長にお願いに行くということで、今考えております。</p>
<p>松本課長</p>	<p>社会教育課です。5ページになります。上から6行目「長崎地方裁判所官舎敷地取得事業」ですけれども、用地取得費を2,600万、それから発掘調査を1,700万、合計4,300万で要求を挙げたところですが、用地取得につきましては、長崎財務事務所と今年の12月いっぱいまでに契約が必要ということで、用地取得については予算がついたんですけども、発掘調査についてはまだ先送りしても大丈夫ではないかということで、1,700万円の予算が課長・部長査定でカットされました。</p>
<p>本多委員</p>	<p>「裁判所官舎敷地」云々とずっと書いてあるところの復元整備は、その分も含むわけでしょうか。</p>
<p>松本課長</p>	<p>裁判所官舎敷地を含みます。この遺構の復元整備についてはですね、将来的にはということで、29年度でということはないところであります。</p>
<p>本多委員</p>	<p>復元整備は、その後ということですからね。見方によってはそういう風には取れないこともないものですから、その辺は十分、市長に理解してもらいように説明をすれば全然問題ないと思いますけども。わかりました。</p>
<p>菅課長</p>	<p>教育総務課関係です。4番目の「教育施設の充実」の部分ですけども、「学校施設の整備・充実」としては5つ挙げております。</p> <p>「(1) 学校施設設備の整備・充実」の部分で①小・中学校施設整備事業で8,800万円ほど要求をしておりますが、部長査定で800万円ほど減額となっている状況です。</p> <p>それから「③小・中学校降灰防除工事業」で、エアコン、空調関係の設計予算を600万円ほど挙げていますが、これは皆減ゼロ査定。</p> <p>また、「④奨学金システム導入事業」につきましても、同じくゼロ査定という状況でございます。</p> <p>スポーツ関係でございますけども、「(3) スポーツ施設の整備・充実」のところについては、「②陸上競技場公認継続に伴う備品購入費」これは800万円ほど要求をしておりますが、160万円が査定減となっております。「③霊丘公園弓道遠的場建替工事」、これにつきましてはゼロ査定ということになっております。</p> <p>明日、復活折衝が行われますので、奨学金システム導入事業、霊丘公園弓道遠的場建替工事、学力向上対策事業について復活のお願いをしたいと</p>

松本課長	<p>考えているところでございます。</p> <p>最後のページの要望事項の1枚目です。</p> <p>「4 教育施設の充実」の中の「(2) 社会教育施設設備の整備・充実」につきましても、公民館分が約100万円カットされております。また、文化会館の施設維持補修についても、1,000万円を切るぐらいが、緊急性を考慮して落とすということで、減額されている状況です。</p>
本多委員	<p>今ご説明いただいたのは、要するに一般財源であるとか、いわゆる財政の全体的な見通しの中でカットされた分もあるかと思うんですが、緊急性も考慮しながらですね、やはり待たずにしないといけないというものについては、先ほど菅課長が言われたように、復活要求をしていただいて、それからこの市長の要望に繋げるという形にしないといけないと思いますので、その辺のご配慮をお願いします。</p> <p>続いてよろしいでしょうか。社会教育課の中で、先ほど「長崎地方裁判所官舎敷地取得事業」というのがありましたけども、これはもう市長の了解についてはOKということですよ。</p>
松本課長	<p>平成27年度の段階で、国の方から島原市の方に取得の要望の調査がありまして、内部の土地対策会議を経て、市長の決裁を頂いてから要求を挙げております。</p>
本多委員	<p>そうですか、わかりました。あと、取得することについては、教育委員会の方では出来ないので、市長部局に依頼の上取得して、またこちらの教育委員会の方に移管するということになると思いますので、その辺の手続きは怠りなくしていただく必要があると思います。以上です。</p>
松本委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
松本委員長	<p>なければ、以上の教育関係予算にかかる重点事項を市長へ要望することとし、第1号議案を原案のとおり議決してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
松本委員長	<p>第1号議案を原案のとおり議決いたします。</p>

第 7 次回定例教育委員会の日程について

松本委員長	次に、次回の定例教育委員会の日程について事務局から提案をお願いします。
	【提案・検討】
松本委員長	次回、2月の定例教育委員会を1月31日（火）13時30分から、有明庁舎1階相談室において行います。

第 8 その他

松本委員長	次に、その他に入ります。まずは、「その他」の（1）報告事項「①1月行事予定について」、各課から報告をお願いします。
菅 課 長	教育総務課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
堀 口 課 長	学校教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
松 本 課 長	社会教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
浅 田 課 長	スポーツ課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
松本委員長	ただいまの報告につきまして、何か質疑はありませんか。
本 多 委 員	社会教育課へ質問です。伝建地区の住民説明会の件ですが、これには税務担当は出席するのでしょうか。
松 本 課 長	税の担当者について、出席は予定しておりません。
本 多 委 員	そうですか。伝建関係で地元で協力要請をするときに、補助制度は社会教育課で十分対応できるんでしょうけど、税の減免制度はある程度質問が出たときに対応できるようにしておいた方がいいのかなと思ったものですから、必要であればそちらの要請をされた方がいいのかなと感じました。こういった質問が出るのかわからないからですね。
松本委員長	他に何かありませんか。

	(「なし」の声)
松本委員長	無いようでしたら、次に「その他」 1. 報告事項の②. 「12月定例会市議会一般質問報告」についてお願いします。
教育次長	《 教育委員会一般質問答弁について別紙、答弁要旨にて説明。 》
松本委員長	ただいまの報告につきまして何か質疑はありませんか。
本多委員	今、ご説明いただいた中で、児童生徒の減少に伴う施設の在り方、これが一番懸案だろうと思うんですね。この前議会の方でも言われたか分からないんですが、ここでもお尋ねしたときに、施設の管理計画を確か今年度中に、それぞれ関係課と調整をしてまとめるというお話だったかと思えます。その中には、学校の施設を一部使わない、他の多目的利用にするとか、あるいは統合するとか、そういったところまでやはり踏み込んでるんですか。
寺田次長	<p>今年、平成28年度で作成する公共施設の管理計画については、市の施設全体の大まかな計画になります。来年度以降は、各施設ごとの計画を作ることになるらしいですが、今年については大まかな計画で、その中で項目ごとに、例えば小中学校の校舎・社会教育の施設・スポーツの施設はこうしていきますという方向を、今後の計画ということで出しております。出した内容的には、まず短期間、今後10年間でどう考えるか。それから今後30年・40年間でどう考えるかと2段階で考え方をしておりますので、小中学校については、現在は今の施設が児童生徒の数自体がだいぶ減っていても、先ほど言いましたように活用をされている部分というのがありますので、それなりの整理をしながら、今後児童生徒の減少に対応した統廃合や利用を考えるなどの計画をしていかなければならないかなと思います。</p> <p>学校のプールについては、民間のプールが3プールあるんですが、それらの活用と、例えば2つの学校で1つのプールを活用するとか、そのような活用の仕方を今後考えていくこととしております。</p> <p>社会教育施設、文化会館が2つあるんですが、現在の施設をできるだけ存続させるような形で修理をしていきます。それから、それがどうしようもないところまで来たときには、その時点で建て替えなり他の施設との統合も考えると、そういう書き方で、今回の計画自体は提案をしております。提案自体については、市民会議も開かれますので、その第2回会議の</p>

<p>本多委員</p>	<p>中でまた検討をされるということになります。</p> <p>そうしますと、今の段階では具体的に踏み込むものではなくて、ある程度全体的な方針的なところでまとめるということですよ。議会の質問が具体的に踏み込んで書いてあったものですからね、施設間計画でどうなるのかなど。それとマッチングしないといけないのかなと思ったものですから。まだ後々でいいんですよ。</p>
<p>寺田次長</p>	<p>28年度の計画についてはですね。具体的な、その施設ごとにとというのは来年度以降になります。</p>
<p>本多委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>宮原教育長</p>	<p>今の施設のところで、管財課を中心にしているんですが、それと同時に、教育委員会としての学校の今後のあり方、特にハード面のあり方について、文科省の学校施設の統廃合の問題も絡んでくると思います。それと、両隣、県下でもあっているんですが、本当に文科省の方も一番最初は、1クラス以下の場合についてはという統廃合の基準を作りましたが、島原の中でそれを本当にそのまま当てはめていいのか、そういったところもただ少ないからと言って、1クラスの学校は全部2学級以上にしますよということでしたとしても、島原市にはそれだけの能力がないと思うんです。新しい学校を作らなきゃいけないわけですから。</p> <p>もう1つは小中一貫校ということですが、併設校だったら可能だけど、1つの学校に、例えば二中に二小・三小を持ってきて小中一貫を作るとなったときに、階段の段差から何から違うので、大幅な改修が必要であると。だから安易に、我々はそう簡単にはいくものではないのかなとは思っています。今、残念に思っているのは、1つは国の方も学校の余裕教室・余裕建物を色んな公共の施設に使いなさいというけど、果たしてその二中の1棟を残すようにしたとしても、そこを使わなければ意味がない。私は、やはり今ある50年以上経って古くなっている学校施設の外壁の耐震化を早急にするのがまずは先だろうという思いがしていますが、中ほど言いましたように、プールは、確かに年間に何日しか使わないのに相当な費用がかかりますので、1つのプールを2校で使うとか、あるいは市民プールや有明のプールを使うとか、可能などころからの経費節減はしていくという風なことになるんだろうとは思っています。</p> <p>やはり事務局の大きな課題として、先を見据えたシミュレーションを作っておく必要があるのではないかと私は思っております。</p>

本多委員	<p>今教育長がおっしゃったように、私も単純に島原に当てはまるということとはできないと思います。それぞれの事情も実情もあるし、それは十分配慮をすべきだと思いますし、また財政面だけで施設を処分するとかいうことも適切じゃないと思います。</p>
宮原教育長	<p>この際また出てくるんですが、島原城が県史跡になりましたので、島原の文化会館は改修以外には考えられない、建て替えができないわけです。建て替える場合についてはどこかに移転しないといけない。同じように森岳公民館も、改修はいいが、新築はあそこの中ではできないわけです。そういった大きなものもございまして、そうなったときに、教育委員会だけで勝手にシミュレーションを作っているのかどうか。やはり市全体としての計画の中での、何を優先的にしていくのかですね。今、長期の計画をしておりますが、そういったところまで踏み込んでいない。今あるものをどうするかということだけで。本当はもっと先のことを考えたうえでしなければならぬんですが。</p>
本多委員	<p>そうですね、問題点であるとか、今後利用計画であるとか、統廃合含めたところでの今教育長がおっしゃったシミュレーションをした中でどうなのかというのは、事務局としても持っておかないと、いざ全体的な見直しの中ではチェックできないし、必要性も主張できないでしょうからね。</p>
宮原教育長	<p>ただ個人的には、スポーツ施設は新しいものは作る必要がないと思います。あるいはもう、箱もの行政じゃないと思うんですよね、それだけある意味では借金が膨らむだけですから。基本的に今あるものをいかに大切に扱っていくかと、今の時代はそういう時代かなと思っております。</p>
本多委員	<p>それから学校施設なんかは、とりわけ部外者、たとえばIT企業なんかにさせるといったところもありますけども、そういったところの児童生徒の安全性なんかも配慮しないといけないしですね、だからソフトの面もそういったものがあるから。</p>
宮原教育長	<p>だから同じ階だと無理なんですけども、1つ離れたところの校舎、1棟2棟3棟のうちの1棟はいいですよというようなことは、私は可能ではあるんだろうと思います。ただこの学校施設の中で民間の人が頻繁に出入りしたときに、果たして安全面がどうか。</p>

本多委員	<p>ですからそういった諸々のファクターを考慮しながら、やはり財政的な面も十分考慮してシミュレーションするということですよ。</p>
宮原教育長	<p>島原の財政はかなり厳しいと思っています。</p>
松本委員長	<p>他に質問はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
松本委員長	<p>次に、「その他」1.「報告事項」の③.「第2期島原市教育振興基本計画について」をお願いします。</p>
菅課長	<p>《第2期島原市教育振興基本計画進捗状況について、事務局(案)にて報告》</p>
宮原教育長	<p>委員長、よろしいでしょうか。第4回検討委員会にて、小さい字句の訂正その他について委員さんからの意見が出ましたので、そういったところをかいつまんで、こういったところを修正したとか、こういった意見が出たとかを各課長の方から説明した方がわかりやすいかと思しますので、各課長から説明させます。</p>
菅課長	<p>資料の計画案の1ページのところでございます。「第1章 計画の策定にあたって」の「1 計画策定の趣旨」の部分で、「答えのない時代～」というような表現をしていましたが、一般的にはわかりにくいのご意見がありましたので、今回その部分の表現を変えております。修正前の部分を読ませていただきますと、「特に、今の子ども達には、今日の予測困難な社会を主体的・創造的に生き抜き、次世代をリードしていくための力が必要とされています。答えのない時代に自分にとって必要な答えを導き出すための確かな学力、幅広い教養、多様な人と協働できるコミュニケーション能力など、これまで以上に心身ともにたくましく生きる力が求められているところ。」という風に表現しておりましたが、「答えのない時代～確かな学力」の部分割愛し、「そのための確かな学力」という風な表現で短くまとめたところでございます。</p> <p>その他、裏に敷いている色と文字が見にくいということがありましたので、これは今回修正をしておりますし、印刷業者での製本の段階ではきちんとしたいと思っております。</p> <p>4ページの「4 安全で安心な教育環境づくり」というところですが、</p>

<p>宮原教育長</p>	<p>以前項目に「教育環境の充実に努めます。」と、ここだけ「努めます」という言葉が入っていたため、「充実」ということで表現を統一しております。</p> <p>5・6ページの施策体系で「主な施策」や「具体的な取組」を挙げておりますが、この中と本文が一部整合性がないところがあるということで、項目と本文の中身がきちんと整合性が取れるように修正をしております。</p> <p>それと各ページにありますルビですね、例えば47ページをご覧くださいと思いますが、文化財の保護のところですね。このルビを、きちんとその漢字の上に表記するようという指摘もあっております。</p> <p>それと前後しますが、31ページの「9 地域との連携」の(1)【具体的な取組】で、以前は「兄弟校交流校児童会交流事業」を2番目に挙げておりますが、一番後ろの方が順番的にいいのではないかとのご指摘もありましたので、今回最後の5番目の方に項目の移動をしております。</p> <p>あと、軽微な部分はありますけども、大まかな指摘事項は以上です。</p> <p>どうぞ、お気づきのところを是非ご指摘をお願いします。</p>
<p>本多委員</p>	<p>まず修正を。38ページの下から5行目、「各公民館を単位とした7学級において」「で」が、おそらく消し間違いですね、これをカットしていただいて。その上の方で、「①公民館まつり」「②自治公民館活動」これがちょっとずれていますので、訂正を。</p> <p>それから、ささいなことですが14ページの一番下のところで、「4防災教育の推進」を改行した方がいいと思います。</p>
<p>松島委員</p>	<p>15ページの「4月14日」、「16日」のところの行が分かれています。数字が行で分かれるのは見にくいなと思います。</p>
<p>本多委員</p>	<p>堀口課長さんにお尋ねです。2ページで「1 生き抜く力を育む人づくり」、私はこれまでお話をしていませんが、この5つ項目を挙げておられますよね。この二重丸は一つの丸でいいんでしょうけど、中身です。中身が「○確かな学力の育成」、この一番最後の「・外国語教育の充実に努めます。」となりますが、これは分類でいくと、英語の試験はこの中に入りますが、国際化への対応の分類に入るのかなと少し思ったんですよね。確かにこの外国語教育を充実させるというのは今後重要な項目ではありますが、ちょっと今回の計画政策の中の分類としては違ってくるのかなという気がします。</p> <p>それともう一点、「◎教職員の資質向上」、これに力を入れますよとい</p>

	<p>うのは十分理解できますけども、例えば「生き抜く力を育む人づくり」の中で先ほど申し上げた国際化への対応であったり、特殊支援教育の推進であったりというのも項目としてはあるかと思うんですが、どうなんでしょう、その辺は。5ページの施策体系というのがありますね。一番左の大項目から言うと、「生き抜く力を育む人づくり」とあって、中項目で「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「教職員」「地域連携」というのがあるんですが、この中項目がここのこっちに来るということになるんですかね。</p>
堀口課長	<p>今回ですね、体系を組み直しました。基本的にはこの体系は、県の第2期の教育振興基本計画に基づいた配列に変えています。</p> <p>これまでとはとにかく総花的に置いてあったので、その施策が知徳体のどこを目指すのかということが非常に不明確だった。学校教育課はこの「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」3つのバランスの取れた「生き抜く力を育てる」ということに集約されてきます。どこを目指すのかということで、はっきりと位置付けをしたということになります。</p>
本多委員	<p>その辺は私も堀口課長からこれまでご説明いただいたので理解しているんですが、「1 確かな学力の育成」と5項目挙がってますよね。この項目というのは、先ほどご説明のあった5ページの項目体系、施策体系の中では、どこの分になるのでしょうか。これは下から3列目のところになるんですかね、2列目のところですかね。</p>
堀口課長	<p>「生き抜く力を育む人づくり」の大きなねらいのところをあげています。左から2列目ですね。</p>
本多委員	<p>これが来るということですね。だから、外国語教育もこの中に入っているということですね。わかりました。</p>
堀口課長	<p>そこがですね、うちの場合は階層が深くなってしまうものですから、施策の体系をすべて盛り込んでしまっていますので、どうしても最終的に施策体系の2列目と3列目ですかね、これは他課となかなか深さの部分では合わなかったということで、このような形になっております。</p>
本多委員	<p>わかりました。だからこれは、この「生き抜く力を育む人づくり」の項目の中に全部の施策を網羅しているということですね。</p>

堀口課長	そうです。
松島委員	今のところで堀口先生よろしいですか。一重丸と二重丸の項目の違いは何でしょうか。
酒井班長	すみません、先ほど課長からお話のあった中点を修正する際の戻し忘れです。概要版の一重丸が正ですので、再度修正します。
本多委員	先ほど色々と質問をさせていただきました公共施設の管理計画との関連性、これは5年間振興計画をしますよね。今の段階ではどうなるかというのがなかなか決められないので、これに盛り込むというのはなかなか難しいと思うんですけど、とりあえずこれに挙げて、ある程度公共施設の管理計画が煮詰まった時点で、これは修正をすとか見直しをすという形ですよね。これは確認です。見直しができるとなっていますからね。そういう考え方でいいですよ。必要に応じて見直しをしますと。
寺田次長	はっきりわかった時点で、変更をすることになります。
本多委員	はい、これは確認ということで。
松本委員長	他にございませんか。
	(「なし」の声)
菅課長	<p>基本計画の今後のスケジュールにつきまして、今日ご指摘をいただいた部分の修正を加えたものを最終としたいということで、その修正後の案を次月の定例教育委員会で議案として上程をして、議決をいただきたいと考えております。その議決をもって計画の「(案)」が取れるということで、それを3月定例会中に開催される所管の委員会において報告をさせていただいて、議員の皆様へに配付をしたいと考えています。またそれと教育関係の各施設や他の自治体へも、情報交換という意味で提供をし、周知に努めたいと考えております。</p> <p>なお、総合教育会議の中でも、市長から、計画を作った後が大事であって、市民の人たちに分かりやすいような周知をしてほしいという要望もあっておりますので、今月24日に総合教育会議を予定しておりますけれども、そのところで前回の同会議では中間報告ということで提案をしておりますが、今回の修正を反映させたところで最終案として提示をしたいと</p>

<p>松本委員長</p>	<p>いう風に思っております。</p> <p>質疑は他にございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>松本委員長</p>	<p>ないようでしたら、次に、「その他」1. 「報告事項」の④. 「島原市奨学金貸付条例施行規則(案)について」お願いします。</p>
<p>寺田次長</p>	<p>別冊の「奨学金貸付条例施行規則(案)」として出させていただきます。</p> <p>最終的には、施行規則になりますので、定例教育委員会の中で議案として出させていただきますが、現在12月議会に条例を上程し、委員会の中で変更が出てくる可能性がございますので、現在のところは規則の案ということで見ていただきたいと思います。</p> <p>簡単にご説明いたします。今までの施行規則が、現在の奨学金貸付についての規則になります。それにプラスして、新たに「ふるさとにもどってこね奨学金」の内容を付け加えておりますので、その箇所について主に説明させていただきます。</p> <p>まず第1条は、(趣旨)です。これにつきましては、現在12月議会に上程しています島原市奨学金貸付条例21条の規定により条例の施行に関して必要な事項を定めるものということで規定しています。</p> <p>第2条の(用語)については、これは新たに入れております。「この規則について使用する用語は、条例において使用する用語の例による。」ということで、これにつきましては、他の8市の規則あたりを参考に入れさせていただきました。</p> <p>第3条は(奨学生の申請)ということで、ほとんどが現在の規則の内容になりますが、(1)はそのままで、(2)で、「大学等に在学することを証明する書類」と入れました。(3)もそのままで、(4)、(5)については、新たに「税の滞納が無いもの」ということで条例の中で規定をしましたので、納税証明書を必要ということと、その他教育委員会が必要と認める書類という条項を新たに入れております。</p> <p>2項については、新たな条文になります。「条例第15条のふるさと奨学生を希望する者で、大学入試センターを受けた者は、前項の書類に加えて大学入試センター成績通知書を添付することができる」。これは、新たな奨学金の資格に関わるものとして入れております。</p> <p>第4条は、(奨学金の対象者の要件)ということで、新たに入れまし</p>

た。「新奨学金に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。」ということで、(1)で「直近の大学入試センター試験（独立行政法人大学入試センター法〔平成11年法律第166号〕第13条第1項第1号の試験をいう。）の国語、数学、英語のうち受験した科目の合計得点が、満点の80%以上であること。」、それから(2)で、「高等学校の5段階評価の数値が4.3以上である」、この2つのうちいずれかの要件に該当する者を対象とするということで、新たに条文を入れております。

第5条は（連帯保証人）、これは現在の規則と同じです。

第6条は（審議委員会）で、これも現在の規則と同じですが、「第17条ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会」ということで、この部分を追加しております。

次に、第7条の（審議事項）ですが、1項については現在のとおりで、2項については新たに入れてあります。「ふるさと審議委員会は、次の各号に掲げる事項を審査又は審議するものとする。」ということで、(1)～(4)まで、奨学生の資格決定、償還猶予、償還免除、その他貸付に関する必要な事項ということで入れました。第3項については現行のままです。

第8条、第9条、第10条、第11条までは、現在の規則をそのままに入れております。

そして新たに第12条で、（貸付の取消しの通知）ということで入れました。「教育委員会は、条例第10条第2項の規定により奨学金の貸付の決定を取り消したときは、文書により奨学生に対して通知するものとする。」新たに決定をしたときには通知を出すということで規定をしておりますので、取り消した場合も文書により通知をするということで、新たに条文を入れております。

第13、14条については現在のとおりで。

第15条の（償還の猶予）については、第1項に「条例第13条及び第18条の規定」ということで、新たな奨学金の条文を一つ追加しました。

次のページで、第16条が新たに入っております。

1項と2項については、そのまま現在の内容になるんですが、3項「条例第19条第1項第2号の住所については、本市に住民票を有し、実際に居住しているものとする」。それと第4項、「条例第19条第1項第2号の就業」、島原市で就業をするということになりますけども、「就業については、以下の各号のとおりとする。ただし、アルバイト等の非正規雇用を除くものとする。」(1)市内又は市外に主たる事業所を有する法人又は団体において就業する者、(2)市内又は市外において個人で農業、林業その他の事業を営む者又はその事業専従者、それから(3)前2号に掲

	<p>げるもののほか、委員会がこれらに相当すると認めるものということで、就業についてはある程度、審議委員会でも検討をしていただくことで考えています。</p> <p>第17条は現在と同じです。</p> <p>それから第18条で新たに（準用）ということで、2つの条例が入っておりますので、「ふるさとにもどってこね奨学金」「ふるさとにもどってこね奨学生」「ふるさとにもどってこね審議委員会」、それから償還の猶予ですね、6月間過ぎてから現在の奨学金は償還をするんですが、新たな奨学金は3年の猶予があるということで、これらについて準用して読み替えを行おうとするものです。</p> <p>先ほど最初に言いましたように、現在の規則について新たな奨学金を付け加えたような形で作った規則ということにしております。以上で説明を終わります。</p>
松本委員長	<p>ありがとうございました。何かご質問はございませんでしょうか。</p>
本多委員	<p>条例案が手元に無いので十分理解しておりませんが、何点か気付いた点をお話させていただきたいと思います。</p> <p>まず、償還免除型の奨学金を貸し付けるにあたって、この前から問題となっております対象者の就業期間ですね、これが継続するのであれば何も問題なりません。例えば公務員でとりわけ教員なんか、2から3年市内で就業し、どこかに異動になって、戻ってこられたときに5年をクリアすると対象にしますよという風な内容だったと思います。この規則の中ではそれが全く出てきていない。その辺はこの規則の中で、特例的な取り扱いとしてきちっと謳う必要があると思うんですね。</p> <p>それから、初年度に対象にする方、4月、7月、10月…何月だったかな、貸し付けますよね。初年度がおそらく2期分をまとめて7月なり10月なりされるんでしょうけど、その辺の特例がこの中に謳っていないので、それを謳う必要があるということですね。</p> <p>大きな点では以上ですが、それから規則で謳う様式について、これまでの貸付型奨学金のものをそのまま使っているもので、内容が償還免除型にマッチしない部分がありますので、その辺は様式を変える必要がある、あるいは付け加える必要があると思います。</p>
寺田次長	<p>現在ある様式に入れ込んだ形としておりますが、それと別々に作った方がいいということですか。</p>

本多委員	<p>いや、そういうことではないんですが、一緒にするのであれば、今現在の貸付型も償還免除の取り扱いがあるわけですよね。この「もどってこんね奨学金」も、対象は違いますが同じような取り扱いをするわけじゃないですか。だから、その辺をきちんとマッチングできるような形での様式にしないといけないだろうと思うので、今のままでは合わないと思うんですよね。ですから、どちらでも当てはまる様式にするか、もしくは完全に分けて様式を決めるかですね。そういった見直しも当然必要になってくると思います。</p> <p>当然、様式を変えるとこの条項が変わってくるので、そのあたりも併せて、どうした方がいいのかということを見直す必要があると思います。</p> <p>それから、具体的な条項ですけれども、まず第2条（用語）ということで、これは条例を使用するようになってますけれども、おそらくこのカッコは用語の定義であると思うんですよね。まずはこの用語を決めますよと、用語はこの条例の例によりますよということですよ。なので、用語の一般的な意義というか、用語の意義は条例において使用する用語の例によるとか、そういう形になるのかなと。単純に用語を使いますよということではなく、中身をここで決めることになるので。</p> <p>まずカッコは「定義」として、入れるとすれば、この規則において使用する用語の「意義」と入るのかなと。</p> <p>それから、第3条のところですが、ここでは従来 of 奨学金と、「もどってこんね奨学金」の両方に必要な書類ですよね。それと、今回新たに加わる大学入試センターの成績通知書ですけれども、第8条 of 奨学生と、それからおそらくこれ載っていませんけれども、第15条に謳っている「もどってこんね奨学金」もだと思うんですよね。そのままいけばですよ、第3条には両方とも謳わないといけないんじゃないかなと。第2項で、これは前項の書類に加えて、大学入試センター成績通知書を添付することができるようになってますけれども、ふるさと奨学生を希望する者についても、第1項の分を出さなければならないというのが必要になってくると思うんですよ。</p>
寺田次長	<p>そうですね。第8条および第15条。</p>
本多委員	<p>両方とも何か付け加えたように、プラス要因だけしか載ってないので、「もどってこんね奨学金」も、これが要るんですよということをきちんとしておかないといけないのかなという気がします。</p> <p>それから、第1項の4号ですけれども、これは他市の条例を参考にされてるんですが、「生計を一にする者の市税の納付状況を確認されるこ</p>

菅 課 長	<p>とについての市税納税証明書」という部分。</p> <p>これは語句が抜けているようですね。「確認されることについての同意書“または”市税納税証明書」と。</p>
本 多 委 員	<p>抜けているならば、分かるように修正すればいいと思います。このままでは意味が通じないと思うので。</p> <p>それから第2項が、成績通知書を添付することが“できる”となっていますが、それでいいんですか。</p>
寺 田 次 長	<p>2つのケースのどちらかということで、先ほど言いましたように「大学入試センター試験80%以上」か、「高校の成績の4.3以上」ということになるので、必ずセンター試験の成績が必要ということではなかったので、「添付することができる」と入れていたんですけども。</p>
本 多 委 員	<p>なぜこういうことを言うかということ、第1項(1)、「学業成績証明書」とか、これは申請する段階でまず出してもらった成績証明書だろうと思うんですが、それと今度は入試を受けた後の成績通知書。前者は絶対出さないといけない、後者は変えることができるという意味合いなんだろうと思いますが、表現がどうなのかなという気がします。</p> <p>第4条(2)対象者の要件ですが、「高等学校の5段階評価の数値が、4.3以上であること」と。「高等学校」、これは分かれるんですよ。対象者は高等専門学校であるとか、色々おられたんじゃないかなと思うんですよ。要するに給付型というか、償還免除型の対象者には。</p>
宮原教育長	<p>現役の卒業生のみだったかな。なので、最終学校だから、高校を卒業して専門学校、高校を卒業して短大、高校を卒業して大学、それで在学をしている者だから、成績証明書は高校の評定平均値を出してくださいという意味でここは書いているんですね。</p>
本 多 委 員	<p>そうすると、高等学校に準ずる人も対象ではなかったですか。高専とか。その人たちも、この償還免除型奨学金の対象になっていたような気がします。なので、ここで高等学校という風に言い切ってしまうと限定されて来るので、「等」か何かを入れるとかですね。</p>
宮原教育長	<p>高専を3年で他のところを大学1年から編入するか、高専を5年で卒業して大学の3年生に編入するかによって色々なケースが出てきますね。</p>

本多委員	<p>そうですね。だから、ここで言い切ってしまうとその人たちはもう対象にならないというか、要件を満たさないという形になるので、その辺を変える必要がある。高等学校“等”というのと、この“等”の定義が必要になってくるから。そうすると、この2条の「条例において使用する」と、条例にきちっと謳ってあればその辺が生きてくるかもしれないが、条例が手元にないから何とも言えないんですが、内容を見てから調整していただければと思います。</p> <p>次に第6条ですが、「条例第9条の奨学生審議委員会」とありますが、普通は、どうですかね。「第9条の」と言うのかな。「第9条に規定する」とか、一般的にはそういう言い方をしますよね。次の「第17条」の後もです。この条項がこのままでいいかどうかというのはちょっと疑問ですが、いずれにしろこの2つ、奨学生審議委員会とふるさとにもどってこんね奨学生審議会を並列して挙げて、委員長及び副委員長を置くとなっているので、これはそれぞれに委員長・副委員長を置くわけです。2項以下もそれぞれの委員長・副委員長の取り扱いになってくるわけですよね。その辺が、どうなんでしょうね。それぞれにこういうのも置かないといけないといった表現の仕方をした方がいいのかなと。</p> <p>何故こう言うかというのと、3項に「委員長は、審議委員会及びふるさと審議委員会を招集し、会務を総理する。」と。委員長とはどちらを指すのかという話になってくるわけですね。審議委員会も、ふるさと審議委員会も「及び」で繋いでいるから、どちらもするという格好になっている。それぞれ組織が違うわけですね。この辺が、誤解を生じるかなと思います。</p>
寺田次長	<p>準用で規定しているので、「ふるさとに～」は入れなくていいんでしょうか。</p>
本多委員	<p>だから、その辺にも関わってくるんですよね。例えば次長が言われるように、18条の準用の規定を入れていればこの分は審議委員会でもいいじゃないかという風にもなってくるし、その辺のバランスですよね。そのままいくと、おかしい状況になっているような気がします。</p> <p>それから条例で、この対象者の決定は審議会で審議をされて、最終的には教育委員会が決定するとなっていましたね。この中ではもう、審議会で決めてしまうとなっているから、この辺を変えないといけない。</p>
寺田次長	<p>「教育委員会は、審議委員会に諮り」ということです。</p>

本多委員	<p>これは教育委員会ということですか。上の6条絡みではないんですね。そしたら教育委員会が決定するということでもいいが、いずれにしろ「委員会」というのは「教育委員会」と言っていないといけませんよね。「委員会」が定義していないので。</p>
寺田次長	<p>審議委員会は「審議委員会」という言い方をしていますので、教育委員会の「教育」が抜けていますね。</p>
本多委員	<p>その辺を修正していただくということで。</p> <p>それから11条については先ほど言いましたよね。特例の条項を入れないといけませんでしょうと。</p> <p>16条にも委員会というのがちょこちょこ出てくるので、その分を。</p> <p>それから16条で言うと、3項の中ほど、「本市に住民票を有し」、これは“住所を有し”ではないのかな。そして、「実際に居住」の“実際に”というのは使わないのでは。普通は“現に”というのが多いかな。</p> <p>それから4項の第1号、「市内または云々」とありますが、最後に「以下同じ。」とあるが、これはどこに繋がるのかなと。</p> <p>それから、18条（準用）の表の中、「奨学金」は「ふるさとにもどってこね奨学金」に読み替えますとなっているけど、これは第5条よりもその前から始まっているような気がするんですよね。例えば3条とか、その辺りにも関わってくるのではないかという気がしました。気付いたところは大体以上ですが、いずれにしろ、これまでの奨学金それから今回の新たな奨学金の取り扱いについては、申請から最終的には免除まで、一連の流れが事務的にも、それから実際の手続き上でも混乱が起こらない、疑問が起こらないような形での規則になっていかないといけないので、疑問が生じないように見直しをしないとイケないですね。</p>
宮原教育長	<p>委員長、よろしいでしょうか。先ほど本多委員が言われた例の償還の免除、そういった特例的なことというのは第16条第4項（3）ということでもいいんですね。「委員会がこれらに相当すると認める者」と。</p>
寺田次長	<p>就業・職業の内容を、教育委員会でですね。</p> <p>これは入れておかないと、色々なケースが考えられるものですから。一つずつ色々考えたんですけど。</p>

本多委員	いや、表現が難しいと思うんですよね。だから公務員に限ったことではないと思うんですよ。
宮原教育長	<p>例えばこっちに来て、〇〇食品に就職して3年経った、「よしお前は優秀だから、東京の本社に行って来い」と。で、結婚して住所も、2年して帰ってきたと。それは本人の意志ではなくて会社のために行って帰ってくるので、やはりそういうケースが結構出てくるのかなと。まあ先生方もそうなんですけど、そういった配慮もしなければいけないかなと考えています。現時点においてはこれでいいが、今大学入試も変わろうとしています。流れ的に、今大学入試センターなんですけど、これが「大学入学希望者学力評価テスト」ということで、2020年から導入されます。2019年度当初公表されます。もう一つは、「高等学校基礎学力テスト」というのがあります。これは基礎学力の定着を測り知ると。おそらく進学校は「大学入学希望者学力評価テスト」を受けるでしょうし、それを受けない人は「高等学校基礎学力テスト」を受けるだろうと。だから専門高校はみんなこちらで。今は、各学校の評定平均値でいいですよということを出してきますが、今後こういったものが導入されれば、「高等学校基礎学力テスト」の何点とか、そういったことも検討しなければならないでしょうし、今は「大学入試センター試験を受けた者」としてますが、そういった語句の見直しなども今後も課題として出てくるということが、今後これを公布した後は、条例も含めてそれを念頭に今後修正等する時期が来ると思っています。</p>
本多委員	とりあえず今回、29年度からですよ。そうするとそれに対応するための対象者要件というのは、きちんとしておかないといけないと思うので。だから貸付の対象になりうるその人たちが、ふるいに落とされるわけでしょうから。その基準というのは、この中で謳っておかないとですね。
宮原教育長	今は各学校の評定平均値で出てきますが、今後は「高等学校基礎学力テスト」を国でしますから、その試験の何%とか、何点以上とかいうことになってくれば、本当に平等な学力の評価が出来るということにおそらくなってくるでしょう。それはじっくりまた、事務局も今からの流れを掴んでおかなければならないと思います。
本多委員	当面その辺を、今度対象になる人のはしめないといけないから。教育長が言われたように、今後制度が変わり入試のあり方も変わってくるわけですから、それはそれに応じた改正をまたしなければならないとは思っています。

<p>宮原教育長</p>	<p>それと、もう一点私の方から。今後、この「もどってこんね奨学金」については、やはり帰ってきたいという志のある者を選考したいと考えている。従って当初我々は面接も考えていたんですが、子どもたちが大学に行くと、センター試験を受けた後、個別学力試験の昔で言う二次試験があるので、面接をする時期的なものがないんですね。そうなってくるとやはり小論文あたりを書かせて、それを十分見極めていかないと、どういう選考をしたのか、何を基に、成績だけなのかということになりますので、やはりここでは、人物であり志というところをしっかりと見たいなということで事務局では800字から、原稿用紙2～3枚程度でいいのかと。まだ今から条例が決まるものですから、条例にする前にこちらで決められないということで、あえて今こういう形で、概要ですね。</p>
<p>本多委員</p>	<p>例えば、対象者が島原に戻ってきて、ある企業に入りました。それを辞めて自分で起業もしくは他のところに転職をして、島原市あるいは近隣の市町村に行っていますということになると、その間の転職・起業までの間というのは、特例的にさっきの16条4項の(3)でしたか、あれで猶予をされるということですかね。通算されるということですね。後があれば。例えば2年勤めて辞めました、半年ありました、そしてどこか違うところで就職しました・もしくは自分で起業しましたということになると、その半年は猶予をされるけれども、その後で5年あればOKということですよ。</p>
<p>寺田次長</p>	<p>色々なケースが考えられると思いますので、その2年間島原に戻ってきて就職された2年間については、まず猶予という期間になります。そこで仕事を辞められたということであれば、猶予期間が一応切れるのかなと思います。その時に本人と委員会の間で話をする中で、実は半年後にこれをやるんですということで、委員会が認めれば、この半年間は猶予をして、それから残り3年間自分で仕事を始めて、それが3年間過ぎたとすれば5年間の要件をみたすことも考えられるればいいのかということもあるかと思います。</p>
<p>本多委員</p>	<p>色んなケースがあって、それが教育委員会としても、申告してもらうのか、あるいは追跡調査をするのかでしようけど、非常に煩雑だろうと思うんですね、この業務はですね。</p>

宮原教育長	今のところ人数が最大3名ということですから、追跡はあくまでも市内にいるわけですから、在職証明を出してもらうとかできるかなと。色々なケースが多分出てくるだろうと。
本多委員	そうですね。まあ少なくとも規則があるわけで、その辺は弾力的な運用はできると思うんですけど、やはり混同を招くような形だったらまずいで、その辺はある程度捕捉するような格好で規則に定める必要がある。
宮原教育長	やはり審議委員会あたりを諮って、招集して、このケースは認めるか認めないかということをしていかないと、やはり事務局だけで判断することが難しいと。
本多委員	本当に難しいですね。
松本委員長	他に質疑はありませんか。 (「なし」の声)
菅課長	これにつきましては、12日が委員会、20日が本会議の最終日ということで、条例案に日数が付されていたかと思います。施行日については公布の日から施行するという条例案にしております。施行日によっては定例の臨時会をお願いすることもあるということを考えていただき、2月の定例会で間に合うようであれば、その時に議案として規則を出したいと思います。よろしくお願いします。
松本委員長	わかりました。
本多委員	委員長、よろしいですか。公布されると今度は周知しないといけないですよ。早速今度、29年度から対象になると。恐らく2月、広報にはもう間に合わないんですかね。
菅課長	広報毎月出ていますが、1日発行ということで、2月の広報に掲載するにはもう間に合わないの、最短でも3月の広報なのかなという気がしています。ただ、もし2月1日あたりで公布施行するのであれば、学校の関係者、特に生徒がいらっしゃる高等学校あたりには、しおり等々も配付しながら、説明会をして、広報の前に関係者への周知を図りたいと思います。

森 委 員	連帯保証人のところで、「第一連帯保証人及び第二連帯保証人の2人とし、うち第一連帯保証人は法定代理人でなければならない。」というところで、もし養護施設等で育った子が、大学進学のために奨学金を申請したいという場合は、その施設長が法定代理人になるのでしょうか。それとも、施設に入っているけども親がいるという場合もありはするのでしょうか、その親が法定代理人という考えになるのですか。
寺 田 次 長	法定代理人という形では、施設長ということになると思います。
本 多 委 員	それは、そういうことでできるんですよね。そういうために法定代理人としているわけだから。親とか何とかとすれば限定されてしまうので、法定代理人とするとそういったところまで含まれると。
森 委 員	大学卒業した後、結局借金というか、奨学金って結局はローンみたいな感じだからですね、もしその子が大学を卒業したときに非正規雇用だったりとかという場合は、保証人の方に一切責任が来るわけですね。
宮原教育長	責任が来ます。本人が払いきれないときですね。
森 委 員	本人がどうしても払いきれないときには、都会の方では自己破産して、保証人が親だった場合は、その親も自己破産してといった負の連鎖があると聞いたんですけど、例えば施設長なりそういう人が法定代理人になった場合、その子が自己破産して結局はその連帯保証人として返済を要求された場合は、やはりその施設長が払うと。
宮原教育長	だから、その責任があるわけです。
本 多 委 員	まあその家庭の事情で色々な人がいらっしゃるからですね。しかし向学心があって優秀で、行きたいという人があれば、そういう人たちが保証人となってバックアップするということでしょうからね。やはり債務を連帯してでもやりたいということになってくるわけでしょうから。
森 委 員	わかりました。ありがとうございました。
松本委員長	他に質疑はありませんか。

	(「なし」の声)
松本委員長	次に「その他」の2. 「その他」のことで、お願いします。
浅田課長	《スポーツ課より、島原市スポーツ推進計画の進捗状況 および 2019年ラグビーワールドカップの公認キャンプ誘致について説明》
松本委員長	他にありませんか。
松本課長	社会教育課職員の件で、報告させていただきたいと思いますが、非公開でお願いしたいと思います。
堀口課長	教職員及び児童生徒の事故等について、報告させていただきたいと思いますが、非公開でお願いしたいと思います。
松本委員長	ただいま、事務局から「教職員及び児童生徒の事故等の報告」について、「非公開」での取扱いの申し入れがっておりますので、島原市教育委員会会議規則第16条に基づき「非公開」で審議にしたいと考えますが、いかがでしょうか。
	《承認》
松本委員長	異議がないようですので、「非公開」といたします。報告をお願いします。
堀口課長	教職員及び児童生徒の事故等の報告（非公開）
松本委員長	非公開での審議を閉じて委員会を再開します。 他に、何かありませんか。
	(「なし」の声)

第 9 閉会（16：41）

松本委員長	他になければ、これで本日の1月定例教育委員会を閉会します。
-------	-------------------------------